

八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置
に関する基本方針 改定版（案）

令和6年 月

八戸市教育委員会

目 次

はじめに	1
序章 基本方針の策定に当たって	2
1 基本方針の策定の趣旨	2
2 基本方針の位置付け	2
第1章 学校規模の適正化及び学校の適正配置を進める背景	3
1 国の動向	3
2 本市の現状	4
(1) 人口の推移・推計	
(2) 学校規模の現状	
第2章 基本方針	11
1 本市の学校規模に関する基本的な考え方	11
(1) 学校規模の確保の必要性	
(2) 望ましい学校規模	
2 本市の学校の適正配置（通学条件）に関する基本的な考え方	14
(1) 適正配置の必要性	
(2) 望ましい学校配置	
3 学校規模の適正化に向けた取組	16
(1) 学校規模の適正化に関する検討開始の目安	
(2) 学校規模を適正化するための手法	
(3) 学校規模を適正化するための検討の進め方	
4 学校の適正配置（通学条件）に関する取組	20
5 学校規模の適正化及び学校の適正配置に当たっての留意事項	20
資料	
関係法令	22
学校規模別学校数の推移・推計（小学校）	26
学校規模別学校数の推移・推計（中学校）	27
小規模な学校の特徴	28
市立小学校一覧（令和5年度）	30
市立中学校一覧（令和5年度）	32
小学校と中学校の接続関係	34
中学校部活動一覧（令和5年度）	35
市立小・中学校配置図（令和5年度）	36

はじめに

本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて人口が急増し、特に小学校で児童数の増加による大規模校の解消のため、新たな市立小・中学校の建設が進められました。そして、人口減少局面に入った後も、地域の子どもたちが通う学校という特性上、人口分布の変化に対応する必要があり、局地的な人口増加に対応するため学校建設は続きました。

一方、本市の市立小・中学校に通う児童生徒数は、昭和 57(1982)年の 39,040 人をピークに減少傾向にあり、令和 5(2023)年にはピーク時から約 60%減の 15,794 人にまで減少しています。

こうしたことを背景に、本市では、市立小・中学校の小規模化が進行しており、全部又は一部の学年で複式学級となっている小学校が令和 5(2023)年時点で 6 校あるほか、多くの小・中学校で 1 学年に 1 学級しかない単学級が生じ、クラス替えができない状況にあります。そして、こうした傾向は止まるどころか、今後さらに進行することが見込まれています。

それぞれの学校は、地域に根差し、地域に育まれて今日を迎えており、子どもたちの教育施設としてのみならず、地域の文化やコミュニティの核として機能していますが、学校の存在意義を改めて考えたとき、「**学校がそこにあること**」をよしとするのではなく、**学校に通う子どもたちのことを第一に考え、教育環境の充実を図ることが大切**です。

八戸市教育委員会では、平成 20 年度から市立小・中学校の適正配置事業に着手し、保護者や地域住民の方々からの御意見や八戸市学校適正配置検討委員会による提言を踏まえ、平成 23 年 7 月に「八戸市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」及び「八戸市立小・中学校の適正配置に関する検討課題」を策定し、取組を進めてきました。

同基本方針及び同検討課題は、策定から既に 12 年余りの期間が経過し、その間、文部科学省から平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」が示されていることから、同手引を参考にした上で、本市の人口推計及び児童生徒数推計のデータに基づき、今般、全面的な見直しを行いました。

今後は、本基本方針及び別に定める「検討課題」に基づき、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するため、保護者や地域住民、学校関係者等と十分に協議を行い、御理解と御協力を得ながら学校規模の適正化と学校の適正配置を進めてまいります。

序章 基本方針の策定に当たって

1 基本方針の策定の趣旨

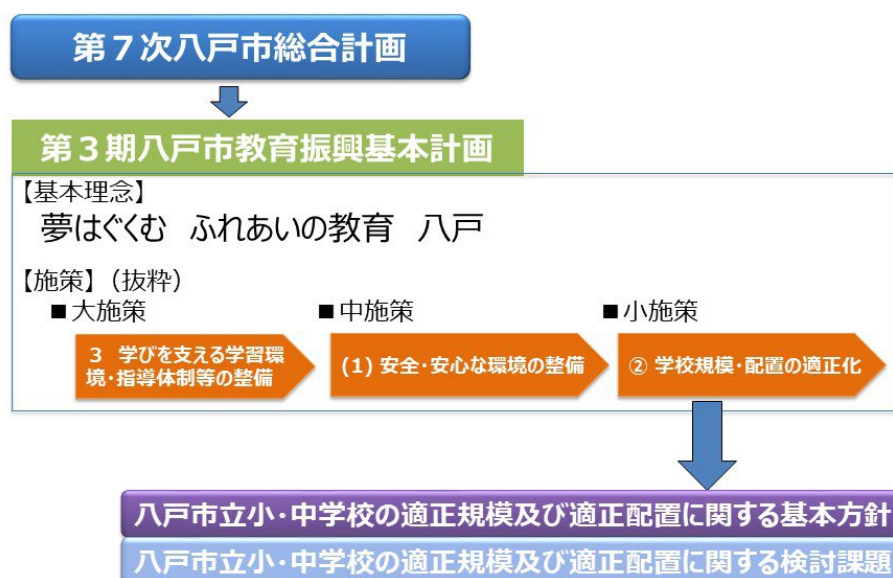
少子化の進展に伴い、全市的に学校の小規模化が進んでいることを踏まえ、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から、本市の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討する必要があります。

そこで、本市における市立小・中学校の規模や配置の適正化について、保護者や地域住民の方々とともに円滑に検討を行うため、八戸市教育委員会としての基本的な考え方をまとめた「八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（改定版）」を策定します。

2 基本方針の位置付け

八戸市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、令和6年2月に第3期八戸市教育振興基本計画を策定しました。

同計画では、基本理念である「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」を実現するため、5つの大施策の1つとして「学びを支える学習環境・指導体制等の整備」を掲げ、その中で小施策の1つとして「学校規模・配置の適正化」について定めています。



第1章 学校規模の適正化及び学校の適正配置を進める背景

1 国の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国は、平成20(2008)年をピークに人口減少局面に入っています。年少人口についても、令和2(2020)年には1,496万人まで減少し、令和27(2045)年には1,103万人になることが推計されています。

学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そうした教育を十全に行うためには、児童生徒数の減少に関わらず、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが求められています。

このようなことから、文部科学省においては、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国手引」という。)を策定し、それぞれの自治体で地域の実情に応じた学校規模の適正化が進められています。特に、複式学級が存在する学校に関しては、一般に教育上の課題が極めて大きいため、適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとされています。

また、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年4月1日から施行となり、令和3年度から、小学校の学級編制の標準を40人から段階的に35人に引き下げることとなりました。

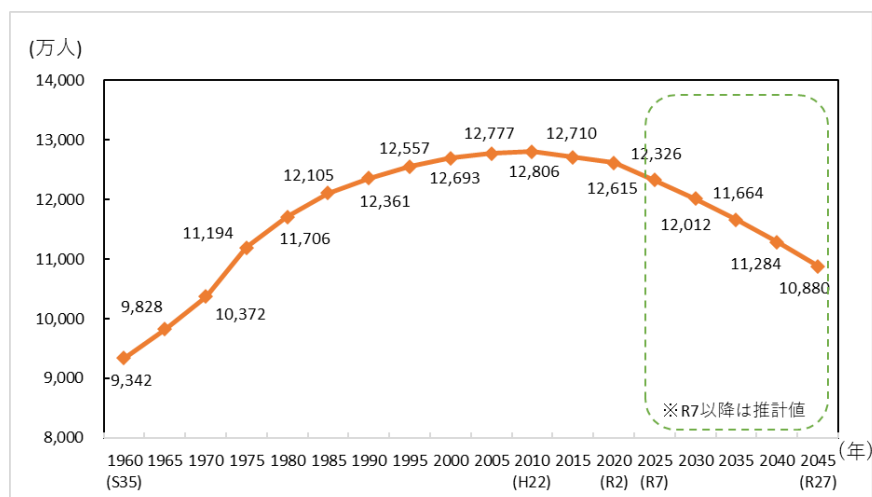
このような制度の変化も考慮しながら、学校規模の適正化や学校の適正配置について検討していく必要があります。

2 本市の現状

(1) 人口の推移・推計

①-1 日本の総人口の推移・推計

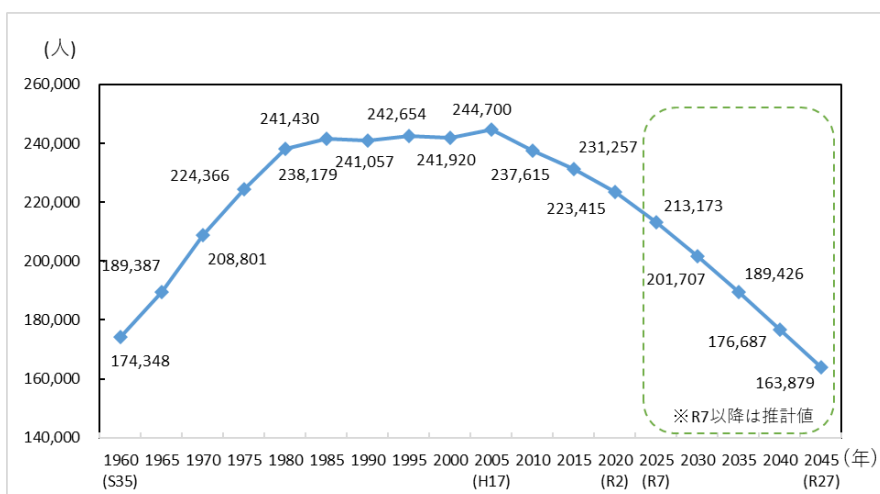
日本の総人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向にあり、令和 2(2020)年は 1 億 2,615 万人となっています。今後も減少傾向は続き、令和 27(2045)年には 1 億 880 万人となることが見込まれます。



資料：令和 2 年までは総務省「国勢調査」実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」における推計値。

①-2 八戸市の総人口の推移・推計

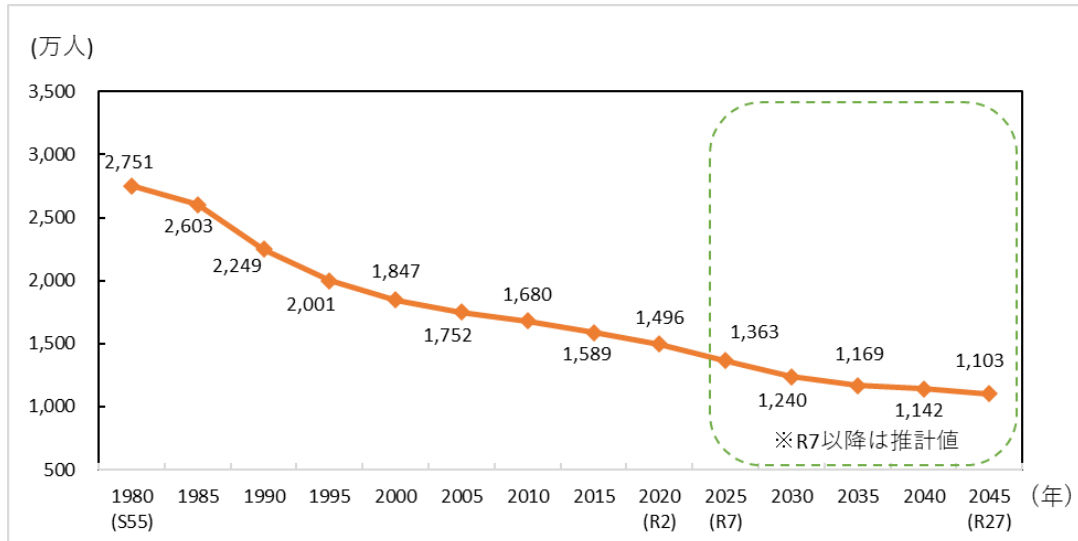
本市の人口は、平成 17(2005)年に旧南郷村との合併により 244,700 人となりましたが、その年をピークに減少に転じ、令和 2(2020)年には 223,415 人となっています。今後も減少傾向は続き、令和 27(2045)年には 163,879 人となることが見込まれます。



資料：令和 2 年までは総務省「国勢調査」実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」における推計値。

②-1 日本の年少人口の推移・推計

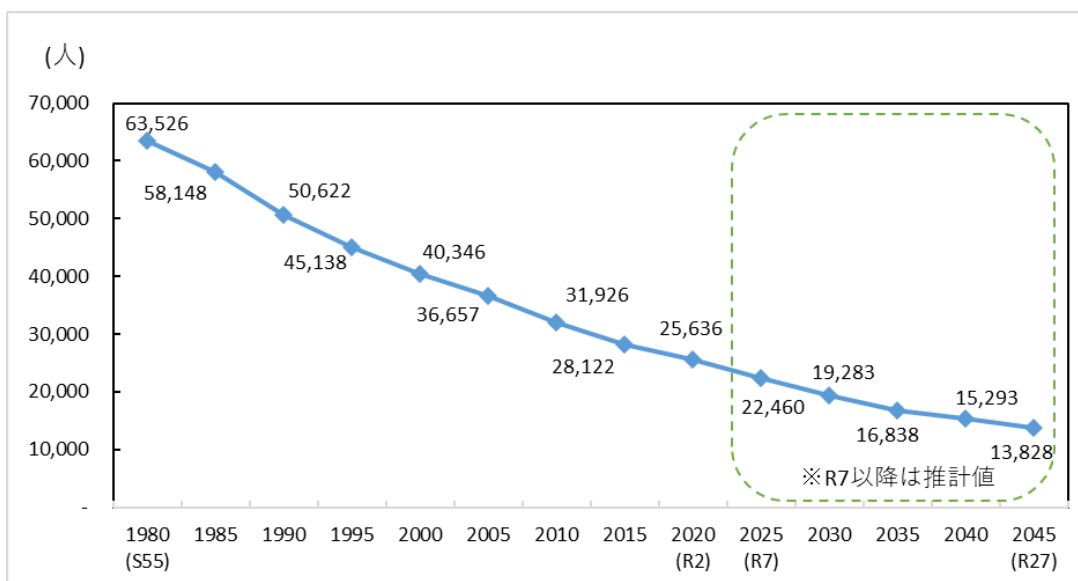
日本の年少人口(15歳未満の人口)は、昭和55(1980)年以降、減少傾向にあり、令和2(2020)年は1,496万人となっています。今後も減少傾向は続き、令和27(2045)年には1,103万人となることが見込まれます。



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における推計値。

②-2 八戸市の年少人口の推移・推計

本市の年少人口は近年減少傾向にあり、令和2(2020)年は25,636人となっています。今後も減少傾向は続き、令和27(2045)年には13,828人となることが見込まれます。

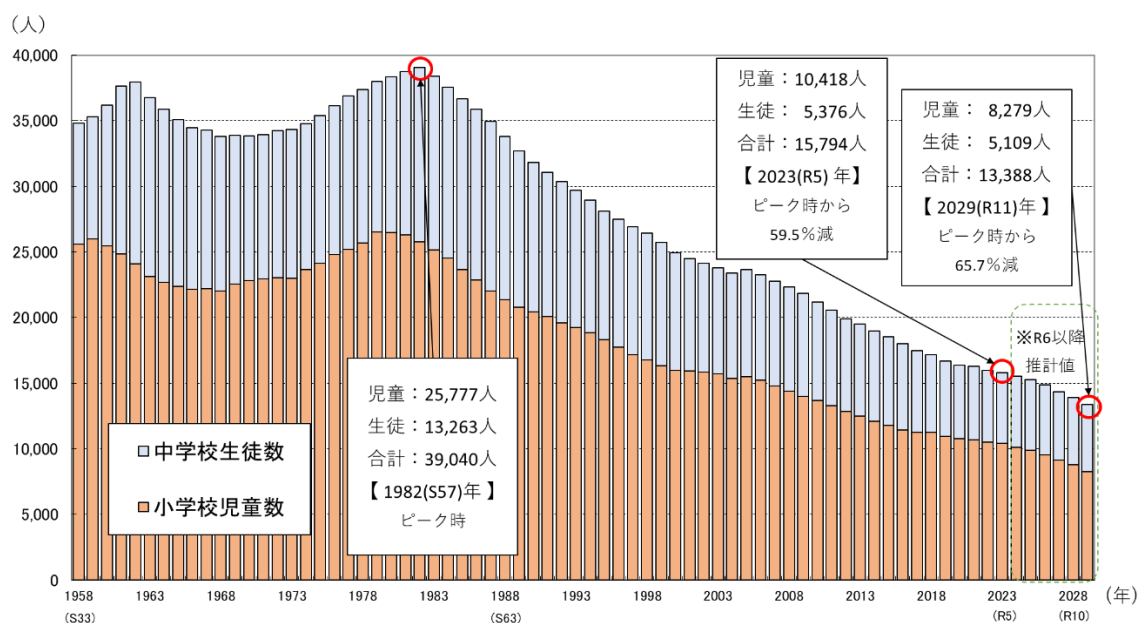


資料：令和2年までは総務省「国勢調査」実績値、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」における推計値。

③児童生徒数の推移・推計

市立小・中学校に通う児童生徒数は、昭和 57(1982)年の 39,040 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023)年には 15,794 人となり、ピーク時と比較して約 60%減少しています。

今後もその傾向は続き、令和 11(2029)年には 13,388 人と、ピーク時から約 66%減少するものと見込まれます。



①小・中学校の学校規模

令和 5 (2023) 年度の中学校の学級数は、最小 3 学級から最大 15 学級まであり、3 学級(1 学年 1 学級)の中学校が最多となっています。令和 11(2029)年度もほぼ同様になることが見込まれます。令和 17(2035)年度には、最小 2 学級(複式学級)から最大 13 学級となり、それまでと同様に 3 学級の中学校が最多となるが見込まれます。

学級数		令和5(2023)年度											
21	新井田 599												
20	吹上 524												
19													
18	柏崎 556	青潮 554	青白山台 523										
17													
16													
15	根城 434												
14	白銀南 415	三条 396	長者 386	白山台 380									
13													
12	根岸 353	城北 352	旭ヶ丘 346	下長 338	小中野 299								
11	中居林 331	城下 291	八戸 272	蛟 258	桔梗野 256								
10													
9	白鷗 246	西園 238											
8													
7	江陽 196	田面木 184											
6	町畑 193	湊 184	多賀台 161	高館 158	白銀 154	是川 139	江南 111	関南 109	南郷 106	多賀 105	明治 102		
5													
4	豊崎 46	島守 36											
3	轟木 29	大久喜 27	種差 19	金浜 12									
2													
1													

学級数	令和11(2029)年度														
21															
20															
19															
18															
17	新井田 488	柏崎 431													
16	青洲 435	吹上 426													
15															
14	白山台 386														
13	白銀南 335	中居林 318													
12	根岸 340	三条 318	根城 304	長者 283	下長 278										
11	城北 268	八戸 252	小中野 248												
10	西白山台 267	旭ヶ丘 248	城下 240	西園 232											
9															
8	白鷺 213														
7	鯨 187														
6	江陽 180	桔梗野 174	町畑 171	高館 160	田面木 150	白銀 149	湊 122	多賀台 105	関南 95	江南 85	多賀 81	是川 76	明治 65		
5															
4	南郷 41	轟木 35													
3	豊崎 32	島守 24	大久喜 19	種差 17											
2															
1	金浜														

※ 児童生徒数には特別支援学級の児童生徒を含む。

※ 学級数には特別支援学級を含まない。

※ 1学級の児童生徒数は国及び県の学級編制基準に準ずる。

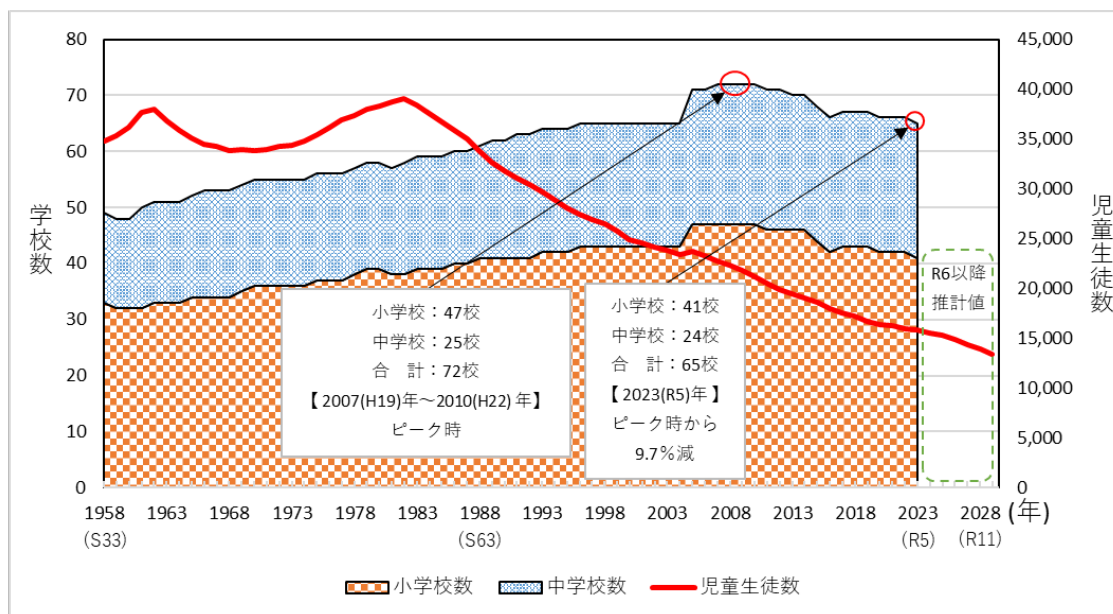
15	白山台 478						
14	下長 471						
13	第一 417						
12	根城 375						
11	東 355						
10	大館 308	第三 289					
9	三条 281	第二 280	市川 279	長者 270	湊 261		
8	白銀南 236	北稜 216					
7	白銀 218						
6							
5	小中野 147	鮫 136					
4							
3	江陽 102	明治 75	是川 61	中沢 57	豊崎 26	南浜 22	島守 16
2							
1							

学級数		令和11(2029)年度						
15	第一 457	白山台 432						
14								
13	下長 429							
12	大館 360							
11	三条 339	根城 331	東 330					
10								
9	第二 291	第三 286	市川 256	長者 239	湊 234			
8	白銀南 209							
7								
6	北稜 174	白銀 167						
5	小中野 148							
4	鉾 127							
3	江陽 92	是川 57	明治 47	中沢 45	南浜 23	豊崎 20	島守 16	
2								
1								

	令和17(2035)年度					
学級数						
15						
14						
13	第一 355					
12	下長 343					
11						
10	白山台 303					
9	大館 267	三条 255	第二 244	根城 240		
8	東 241	第三 203				
7	市川 185	湊 172				
6	長者 178	北稜 169	白銀南 159	白銀 141		
5						
4						
3	小中野 109	江陽 87	鮫 81	是川 34	明治 29	
2	豊崎 14	中沢 14	南浜 11	島守 10		
1						

②学校数の推移

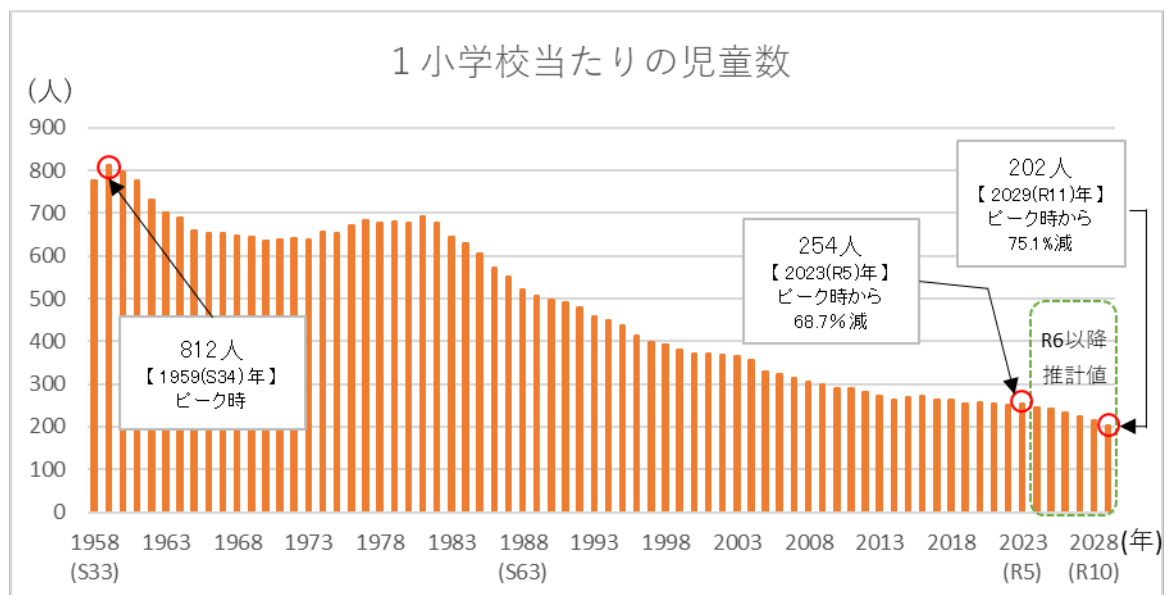
小・中学校数については、令和5(2023)年現在65校となっており、ピーク時の平成19(2007)年～平成22(2010)年の72校と比較して約10%減少していますが、前述のとおり市立小・中学校に通う児童生徒数はピーク時と比較して約60%減少しており、多くの学校で小規模化が進んでいます。



③ 1 校当たりの児童生徒数の推移

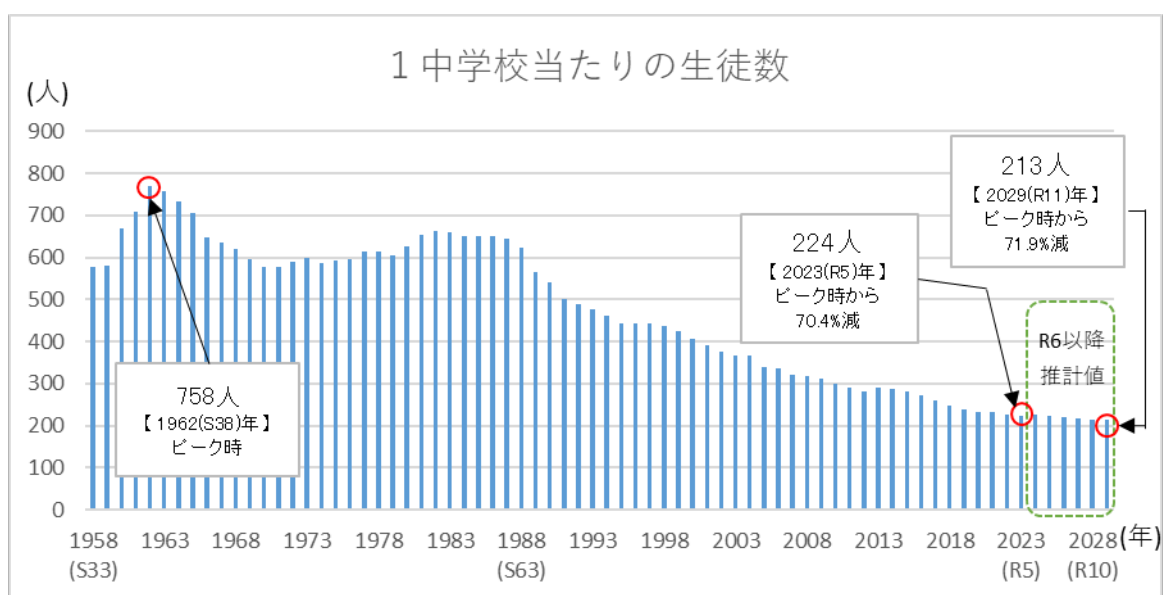
1 小学校当たりの児童数は、昭和 34(1959)年の 812 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023)年には 254 人となり、ピーク時と比較して約 69%減少しています。

今後もその傾向は続き、令和 11(2029)年には 202 人と、ピーク時から約 75%減少するものと見込まれます。



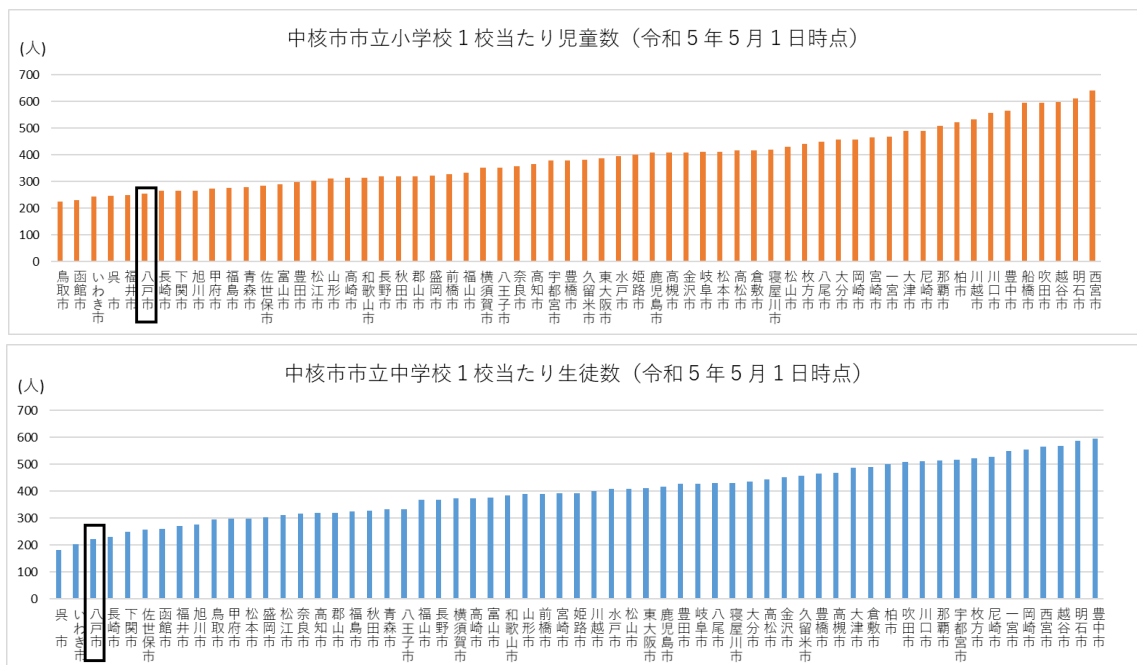
1 中学校当たりの生徒数は、昭和 38(1962)年の 758 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 (2023)年には 224 人となり、ピーク時と比較して約 70%減少しています。

今後もその傾向は続き、令和 11(2029)年には 213 人と、ピーク時から約 72%減少するものと見込まれます。



④中核市の1校当たりの児童生徒数

令和5年5月1日時点での市立小学校1校当たりの児童数は254人、市立中学校1校当たりの生徒数は224人となっており、中核市の中でも下位に位置している状況です。



資料：令和5年度中核市教育要覧



第2章 基本方針

1 本市の学校規模に関する基本的な考え方

(1) 学校規模の確保の必要性

義務教育段階である小・中学校は、単に児童生徒に対し各教科の学習を行えばいいという場ではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場であることに意義があります。

学校がそのような場であるためには、適切な規模の集団を形成して、多様な教育活動を展開していく必要がありますが、クラス替えができないほどに学級数の減少が進行していくことにより、学校運営上の様々な課題が顕在化するほか、配置される教職員数が少なくなることによる様々な課題も顕在化することで、教育活動に大きな制約が生じるおそれがあります（資料編参照）。

前章で見てきたように、令和5年度現在、市内の小学校の学級数は、最小3学級（複式学級）から最大21学級まであり、また、中学校の学級数は、最小3学級から最大15学級まであり、同じ市内でありながら、規模面でこれだけの格差が生じています（いずれも普通学級）。

このようなことから、義務教育の機会均等や水準の維持・向上を図り、より教育効果を高めるためには、一定程度の学校規模を確保していくことが必要です。

(2) 望ましい学校規模

ア 法令の規定

■学校教育法施行規則第41条、第79条

区分	小学校	中学校
標準学級数	12～18 学級	12～18 学級

※ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない。

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

区分	小学校	中学校
適正規模の学級数	12～18 学級	12～18 学級
適正規模の学級数 (学校統合の場合)	12～24 学級	12～24 学級

イ 国手引

頁	内容
2	国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものですが、(中略)各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。
9	小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
9	中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。

ウ 本市の目安

上記のとおり、国手引2頁では、設置者(市)が地域の実情に応じた最適な学校規模を主体的に検討することを求めているため、本市の目安を定めることとします。

法令上、学校規模の標準となる学級数は「12～18学級」と規定されていますが、本市では7頁に記載のとおり、令和5年度現在、中学校においては24校中20校が12学級を下回っています。

また、本市は、地域によって児童生徒の人口密度にばらつきがあります。

したがって、12学級に満たないからといって仮に当該学校を適正化の対象として学校統合を進めると、通学区域が大幅に拡大することで学校配置が偏り、適正な学校配置とならなくなるおそれがあります。

そこで、本市では、望ましい学校規模の目安について、次のとおりとします。

○小学校	12～18学級(1学年2～3学級)
○中学校	6～18学級(1学年2～6学級)

【参考】学校規模の分類

区分		小学校の学級数	中学校の学級数
過小規模校		1～5 学級	1～2 学級
小規模校		6～11 学級	3～5 学級
適正規模校	望ましい学校規模	12～18 学級	6～18 学級
	上記以外	19～24 学級	19～24 学級
大規模校		25～30 学級	25～30 学級
過大規模校		31 学級以上	31 学級以上

望ましい学校規模とすることで期待される効果の一例は、次のとおりです。

- ・児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようするための環境が整う。
- ・全学年でクラス替えが可能となることで、児童生徒にとって新たな人間関係を構築する力を身に付ける機会を得ることや、学級同士が^{せつさたくま}切磋琢磨する環境が整う。
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような一定規模の集団を前提とする教育活動や、運動会、文化祭、修学旅行等の学校行事を充実したものにすることができる。
- ・進学先が大きな集団であってもスムーズに適応できる。
- ・充実した教職員の配置が可能となり、教員同士が学習指導の研究や情報交換を行うことができるようになる。

2 本市の学校の適正配置（通学条件）に関する基本的な考え方

(1) 適正配置の必要性

学校の配置に当たっては、通学距離や通学時間が長くなるほど教育条件を不利にする可能性があるため、児童生徒の通学の負担や安全性に配慮した通学条件とすることが必要となります。

(2) 望ましい学校配置

ア 法令の規定

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

区分	小学校	中学校
通学距離	概ね4キロメートル以内	概ね6キロメートル以内

イ 国手引

頁	内容
15	徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。
16	適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「概ね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

ウ 本市の目安

上記のとおり、国手引 15 頁・16 頁では、各市町村において児童生徒の実態や地域の実情を踏まえ、適切な通学距離の基準を設定することや、通学時間について1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断が求められているため、本市の目安を定めることとします。

今後の学校配置に当たっては、次のとおりとします。

区分	小学校	中学校
通学距離	概ね 4 キロメートル以内	概ね 6 キロメートル以内
通学時間	交通機関を利用する場合を含め、概ね 1 時間以内	

なお、学校規模の適正化のため学校統合を行う場合、通学距離がこの目安を超える場合は、原則、公共交通機関の利用、スクールバス又はスクールタクシー（児童生徒の通学を目的として運行されるバス又はタクシー）の運行等に伴う通学に要する経費の保護者負担が増えないように配慮するものとします。



3 学校規模の適正化に向けた取組

(1) 学校規模の適正化に関する検討開始の目安

ア 国手引

国手引における学校規模の標準（12～18 学級）を下回る場合、市町村において考え得る対応について学級数を中心とした大まかな目安を次のとおり示しています。

○小学校

学級数	対応の目安
1～5 学級：複式学級が存在する規模	学校統合等 により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
6 学級：クラス替えができない規模	
7～8 学級：全学年ではクラス替えができない規模	学校統合 の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11 学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模	児童数予測等を加味して、今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

○中学校

学級数	対応の目安
1～2 学級：複式学級が存在する規模	学校統合等 により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
3 学級：クラス替えができない規模	
4～5 学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	学校統合 の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
6～8 学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	生徒数予測等を加味して、今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11 学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	

イ 本市の目安

1 (2)の「望ましい学校規模」を踏まえ、「学校規模の適正化が必要な範囲」を次のとおりとし、望ましい学校規模から乖離している程度が大きい過小規模校から優先的に学校規模の適正化の検討を開始することとします。

○小学校

- ・ 令和 5 (2023) 年度現在、12 学級未満である小学校

○中学校

- ・ 令和 5 (2023) 年度現在、6 学級未満である中学校

検討開始の優先度についての基本的な考え方は、原則として次のとおりとします。令和 5 (2023) 年度現在の学校規模を踏まえつつ、令和 11 (2029) 年度における学校規模の推計値を参酌して総合的に判断し、別に定める「検討課題」でお示しします。

検討開始の 優先度	学級数 (小学校)	学級数 (中学校)	内容
★★★★★	1～3	1	全学年で複式学級となっている過小規模校
★★★★	4～5	2	一部の学年で複式学級となっている過小規模校
★★★	6	3	全学年で一学級編制となっているため、クラス替えができない小規模校
★★	7～8	4～5	全学年ではクラス替えができない小規模校
★	9～11	－	その他の小規模校

【参考】

○小学校

区分	学級数	令和 5 (2023) 年度	令和 11 (2029) 年度【推計】
過小規模校	1		金浜
	2		
	3	金浜、種差、大久喜、轟木	種差、大久喜、島守、豊崎
	4	島守、豊崎	轟木、南郷
	5		
小規模校	6	明治、多賀、南郷、関南 江南、是川、白銀、高館 多賀台、湊、町畑	明治、是川、多賀、江南 関南、多賀台、湊、白銀 田面木、高館、町畑、桔梗 野、江陽
	7	田面木、江陽	鮫
	8		白鷗
	9	西園、白鷗	
	10		西園、城下、旭ヶ丘、西 白山台
	11	桔梗野、鮫、八戸、城下 中居林	小中野、八戸、城北

○中学校

区分	学級数	令和 5 (2023) 年度	令和 11 (2029) 年度【推計】
過小規模校	1		
	2		
小規模校	3	島守、南浜、豊崎、中沢 是川、明治、江陽	島守、豊崎、南浜、中沢 明治、是川、江陽
	4		鮫
	5	鮫、小中野	小中野

(2) 学校規模を適正化するための手法

国手引では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方を次のとおり示し、学校統合によることを前提としつつ、学校統合を選択しない場合における小規模校のメリット最大化策及びデメリット緩和策についても述べています。

したがって、本市においても、学校規模の適正化の手法については、**学校統合**の適否を検討することを基本とします。

頁	内容
3	学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。 <u>各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。</u>

なお、平成 23 年 7 月に「八戸市立小・中学校の適正配置に関する基本方針及び検討課題」を策定して以降の学校統合の状況は次のとおりです。

時期	内容
平成 25 (2013) 年 4 月 1 日	旧美保野中学校を東中学校に統合
平成 27 (2015) 年 4 月 1 日	旧是川東小学校を是川小学校に統合
	旧松館小学校を新井田小学校に統合
平成 28 (2016) 年 4 月 1 日	旧市野沢小学校、旧中野小学校及び旧鳩田小学校を廃止し、南郷小学校を新設
令和 2 (2020) 年 4 月 1 日	旧美保野小学校を町畑小学校に統合
令和 5 (2023) 年 4 月 1 日	旧日計ヶ丘小学校を根岸小学校に統合

(3) 学校規模を適正化するための検討の進め方

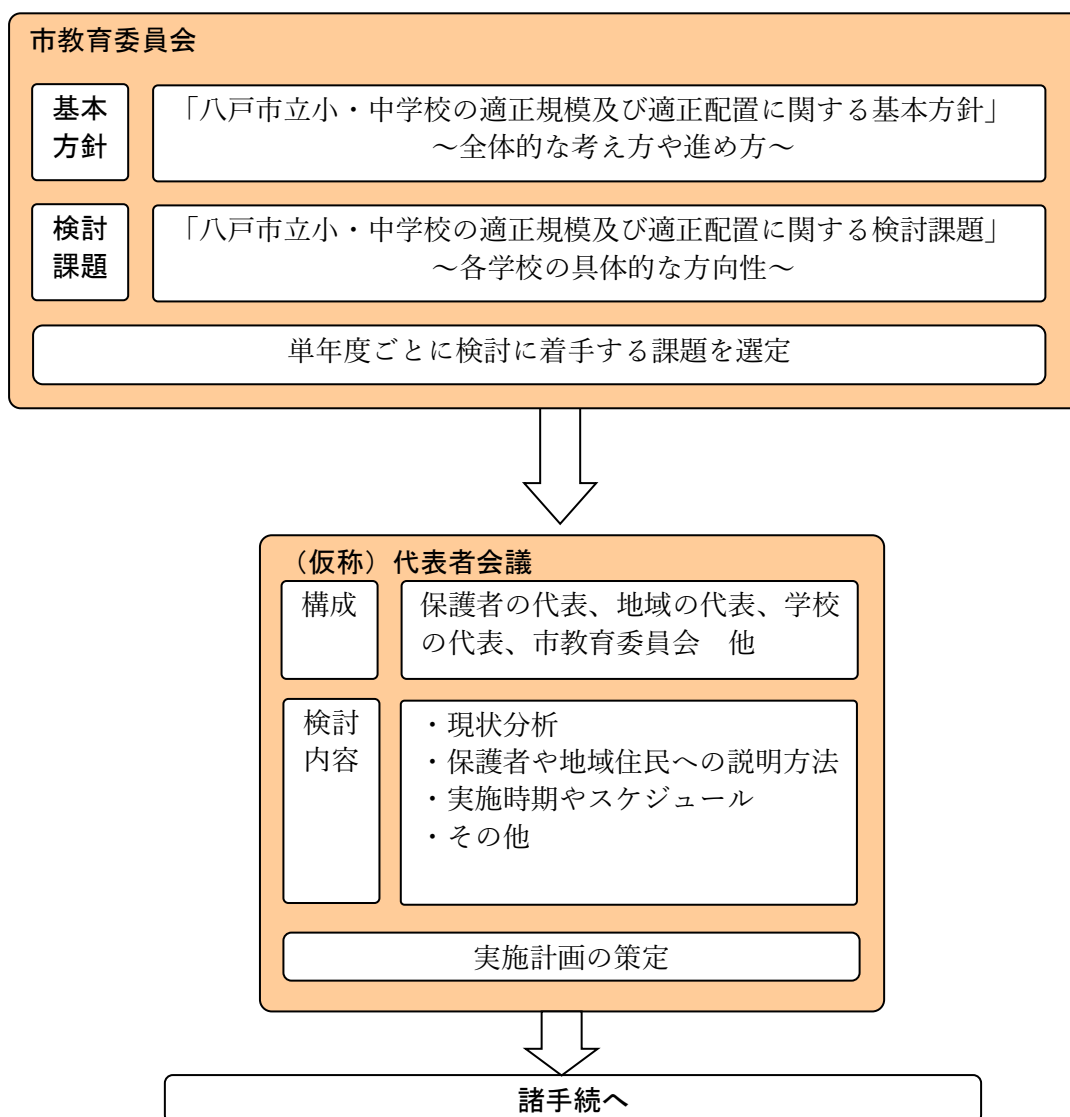
八戸市教育委員会では、地域子どもたちが通う大切な学校について、保護者や地域住民としっかりと情報を共有した上で、議論を尽くして参ります。

そのための仕組みづくりとして、地域全体で話し合うべき課題については、検討に着手する段階で、保護者の代表、地域の代表、学校の代表、市教育委員会等で構成する（仮称）代表者会議を設置します。

その他、課題の対象が特定の町内に限定される場合などは、（仮称）代表者会議を設置せずに、個別に協議します。

いずれの場合においても、**賛成か反対かの二者択一ではなく、真に子どもたちの教育環境の充実のために**、しっかりと現状を踏まえた議論が必要であると考えます。

（参考）検討の進め方



4 学校の適正配置（通学条件）に関する取組

指定校への通学距離が直近の学校までの距離に比べ遠い場合等において、**通学区域の見直し**を図ることが考えられます。

通学区域を変更することで、その町内に住む全ての児童生徒の指定校が変更となり、地域コミュニティに大きな影響を与えるため、十分な検討が必要です。

課題の対象が特定の町内に限定される場合、（仮称）代表者会議は設置せず、市教育委員会と関係団体が個別に協議を行い、その上で八戸市通学区域審議会に諮ることになります。

5 学校規模の適正化及び学校の適正配置に当たっての留意事項

■児童生徒への配慮

児童生徒に不安や動揺が生じないように、また、児童生徒が新たな環境に円滑に適応できるよう配慮してまいります。

■保護者や地域住民の方々への配慮

児童生徒の教育環境の充実のために、保護者や地域住民の方々と思いを共有し、共通理解を図りながら、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な検討を進めてまいります。

■通学に関する配慮

通学路に変更が生じる場合は、関係機関と連携して当該通学路の安全確保に努めます。また、通学条件（通学距離・通学時間）が目安を超える場合は、児童生徒の通学による身体的負担及び保護者の経済的負担を考慮し、スクールバス又はスクールタクシーの運行等を検討します。

資料

■関係法令

○学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

〔学級数〕

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

〔準用規定〕

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。（後段略）

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

一～三 略

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 略

○小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	三十五人 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） 八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 特別支援学級	四十人 八人 八人

【経過措置】

令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とするを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人）」とする。

○令和５年度学級編制について（青森県）

公立小学校及び中学校の１学級の児童生徒数の基準は、次のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
単 式 学 級	第１～４学年 ３５ 第５学年以上 ４０		４０
２ 個 学 年 複 式 学 級	第１学年の児童を含む場合	８（４）	８（４）
	第１学年の児童を含まない場合	１６（８）	
特 別 支 援 学 級	８		８

（注）１ 「単式学級」において、小学校全学年及び中学校１年生の学年２学級以上の場合、児童生徒数の基準を３３人とするができる。（ただし、学級増は１学級までとする。）

２ 「２個学年複式学級」とは、引き続く２の学年の児童又は生徒で編制する

学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）の、いずれか一方の学年の児童生徒数である。

- 3 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

（1）学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

（2）児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

- 4 市町村教育委員会が弾力的な学級編制を計画し、青森県教育委員会教育長が適切であると認める場合にあっては、上記以外の学級編制もできるものとする。

■学校規模別学校数の推移・推計（小学校）

学級数	1960 (S35)	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	2010 (H22)	2023 (R5)	2029 (R11)	(規模)
60									過 大 規 模 校
	○								
55									
50									
	○								
45									
									大 規 模 校
		○							
40		○							
		○							
	○	○							
35	○	○							
	○								
	○		○						
	○		○						
		○	○						適 正 規 模 校
30		○○	○○○	○					
	○		○						
		○	○	○					
			○						
	○	○	○○○○			○			
25			○	○	○				
		○○	○○○	○○					
	○○			○○○					
				○○○		○○	○		
20		○			○	○	○		
			○○		○○	○○			小 規 模 校
	○○		○○	○○○○	○○○○○○	○○	○○○		
		○○○	○	○○	○			○○	
		○	○○○	○	○	○		○○	
15			○○	○		○○	○		
	○			○○	○	○○	○○○○	○	
		○○	○	○○○○	○	○		○○	
	○○○○○○●	○		○○○○	○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○	○○○○○	○○○○○	
	○				○	○○○○	○○○○○	○○○	
10		○○●	○		○○○	○○○		○○○○	
		○				○○	○○		規 過 模 校 小
	●	○		●		○		○	
		○○●	○				○○	○	
	○○○○●	○○○○●	○○○○○○●	○○○○○○●	○	○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○	
5		○○		●	○○○○○○●				
		○○○	○○	○○○			○○	○○	
	○○○○	○○○○●	○○○○●	○○	○○●	○○○○	○○○○	○○○○	
	○○○○●				○○○○●	○○○			
								○	

●は旧南郷村分

■学校規模別学校数の推移・推計（中学校）

学級数	1960 (S35)	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	2010 (H22)	2023 (R5)	2029 (R11)	(規模)
35									過大規模校
	○								
	○								
30			○						大規模校
	○	○							
			○	○○					
			○						
25									適正規模校
	○								
			○	○					
			○		○				
20		○		○○	○				
		○○	○○	○		○			
		○○○							
			○○○	○○○○					
	○	○○○	○	○		○○			
15		○		○	○○○○	○	○	○○	
	○			○	○○○○		○		
			○		○	○○	○	○	
	○	○○●		○○○	○○○	○○○	○	○	
	○○	○	○		○	○○	○	○○○	
10	○○		○		○	○○○	○○		
			○	○		○○○	○○○○○	○○○○○	
	○●	○		○			○○	○	
		○					○		
	○○●	○●	○○●	○○	○○○●	○		○○	
5	○	○	○		○	○	○○	○	小規模校
						○		○	
	●	○●	●●	○○○	○●●	○○○○	○○○○○○○	○○○○○○○	規過模校小
	○		○	○	○	○			

●は旧南郷村分

■小規模な学校の特徴

◇メリット（国手引 34・35 頁）

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

◆デメリット（国手引 6～9 頁）

○学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が ^{せつぎたくま}切磋琢磨 する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○複式学級の課題

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨^{せつさたくま}する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

○学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨^{せつさたくま}する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

■市立小学校一覧（令和5年度）

No.	学校名	住所	築年数	学 級 数									1年生			2年生		
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	特別支援	合計	男	女	計	男	女	計
1	八 戸	八戸市長根三丁目24番1号	48	2	2	2	2	1	2	0	2	13	30	22	52	24	16	40
2	城 下	八戸市城下四丁目3番42号	48	2	2	2	2	1	2	0	4	15	20	28	48	25	22	47
3	吹 上	八戸市吹上一丁目14番36号	63	4	3	4	3	3	3	0	3	23	42	63	105	41	41	82
4	長 者	八戸市長者三丁目2番1号	40	2	2	3	2	3	2	0	2	16	25	27	52	36	32	68
5	函 南	八戸市大字糠塚字大開4番地1	45	1	1	1	1	1	1	0	1	7	11	6	17	9	5	14
6	中 居 林	八戸市大字石手洗字一本木29番地	50	2	2	2	1	2	2	0	4	15	30	24	54	29	38	67
7	柏 崎	八戸市青葉二丁目7番1号	12	3	3	3	3	3	3	0	4	22	54	46	100	54	44	98
8	小 中 野	八戸市小中野五丁目2番17号	67	2	2	2	2	2	2	0	3	15	21	30	51	20	22	42
9	江 陽	八戸市江陽五丁目9番24号	52	1	1	2	1	1	1	0	2	9	15	10	25	13	16	29
10	湊	八戸市大字湊町字中道7番地1	44	1	1	1	1	1	1	0	3	9	16	10	26	19	10	29
11	青 潮	八戸市大字湊町字鯨ノ口23番地4	24	3	3	3	3	3	3	0	3	21	44	49	93	48	47	95
12	白 銀	八戸市大字白銀町字大久保道1番地1	50	1	1	1	1	1	1	0	3	9	9	15	24	10	15	25
13	白 鷗	八戸市大字白銀町字中平13番地3	53	1	2	1	1	2	2	0	2	11	20	14	34	14	28	42
14	白 銀 南	八戸市大字大久保字鷹待場38番地2	35	2	2	2	2	3	3	0	3	17	29	33	62	35	31	66
15	町 畑	八戸市大字大久保字下町畑29番地2	56	1	1	1	1	1	1	0	2	8	17	17	34	15	8	23
16	鯨	八戸市大字鯨町字上手代森19番地	58	2	2	2	2	1	2	0	2	13	16	23	39	20	20	40
17	種 差	八戸市大字鯨町字赤コウ55番地59	37	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	1	0	1
18	大 久 喜	八戸市大字鯨町字大作平44番地29	28	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	1	4	2	2	4
19	金 浜	八戸市大字金浜字外ノ久保43番地3	22	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	1	1	2	1	3
20	根 城	八戸市根城四丁目22番27号	63	2	2	3	3	2	3	0	3	18	36	29	65	32	25	57
21	白 山 台	八戸市東白山台二丁目31番1号	27	3	2	2	2	3	2	0	3	17	42	28	70	36	28	64
22	西 白 山 台	八戸市西白山台四丁目15番1号	6	3	2	3	3	4	3	0	3	21	34	37	71	31	38	69
23	江 南	八戸市根城九丁目22番50号	44	1	1	1	1	1	1	0	1	7	14	10	24	13	7	20
24	田 面 木	八戸市大字田面木字山道下夕13番地2	51	1	1	1	2	1	1	0	2	9	17	15	32	20	10	30
25	下 長	八戸市大字長苗代字太古殿1番地1	50	2	2	2	2	2	2	0	3	15	24	31	55	27	29	56
26	城 北	八戸市石堂一丁目22番6号	40	2	2	2	2	2	2	0	3	15	29	22	51	31	24	55
27	高 館	八戸市大字河原木字小田56番地16	57	1	1	1	1	1	1	0	1	7	10	21	31	12	8	20
28	根 岸	八戸市日計五丁目8番1号	44	2	2	2	2	2	2	0	3	15	26	25	51	31	25	56
29	是 川	八戸市是川四丁目1番地	47	1	1	1	1	1	1	0	2	8	7	8	15	8	12	20
30	三 条	八戸市大字尻内町字三条目4番地4	53	3	2	3	2	2	2	0	4	18	40	45	85	34	29	63
31	西 園	八戸市大字尻内町字島田24番地1	37	2	1	2	2	1	1	0	2	11	18	23	41	19	14	33
32	明 治	八戸市大字八幡字館ノ下12番地2	56	1	1	1	1	1	1	0	1	7	9	3	12	8	7	15
33	桔 梗 野	八戸市大字市川町字尻引前山31番地2	56	2	2	2	2	1	2	0	2	13	27	20	47	17	25	42
34	轟 木	八戸市大字市川町字和野22番地4	52	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	2	2	4	1	5
35	多 賀	八戸市大字市川町字古館30番地1	56	1	1	1	1	1	1	0	1	7	4	9	13	7	13	20
36	多 賀 台	八戸市多賀台三丁目9番地	52	1	1	1	1	1	1	0	2	8	12	13	25	10	7	17
37	豊 崎	八戸市大字豊崎町字下永福寺12番地3	43	1	0	0	0	0	1	2	0	4	4	1	5	3	2	5
38	新 井 田	八戸市大字新井田字館平20番地	52	3	4	3	4	3	4	0	3	24	42	50	92	57	54	111
39	旭ヶ丘	八戸市旭ヶ丘一丁目1番地6	58	2	2	2	2	2	2	0	3	15	34	26	60	23	32	55
40	南 郷	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地10	39	1	1	1	1	1	1	0	2	8	6	9	15	7	7	14
41	島 守	八戸市南郷大字島守字小平15番地1	29	1	1	0	0	0	0	2	0	4	1	2	3	2	6	8

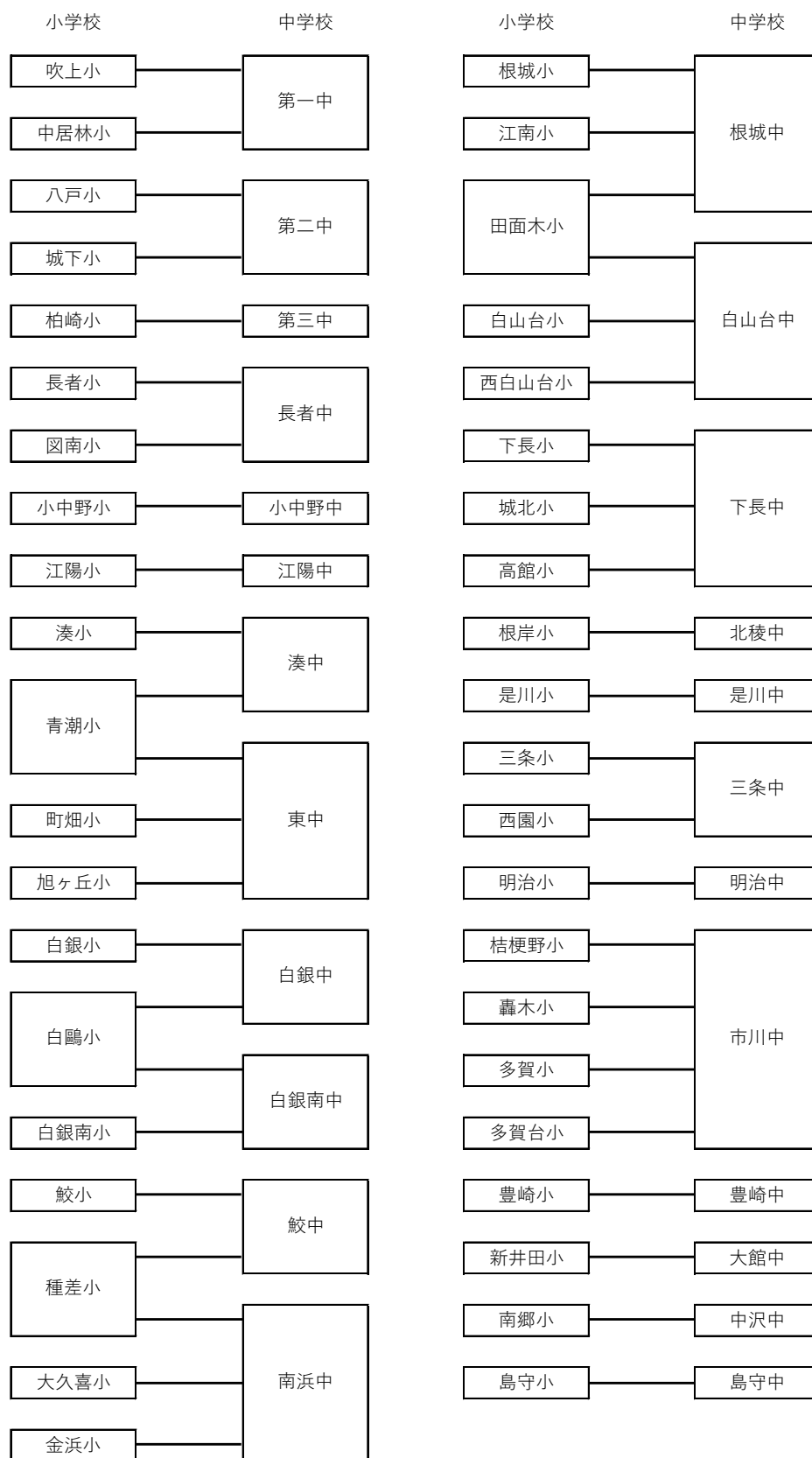
2年生			3年生			4年生			5年生			6年生			合 計			教職員数									
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能主事	職員計
24	16	40	18	27	45	26	26	52	21	16	37	20	26	46	139	133	272	1	1	13	1	0	2	2	0	0	20
25	22	47	27	27	54	25	18	43	29	18	47	28	24	52	154	137	291	1	1	22	1	0	3	1	0	1	30
41	41	82	53	50	103	33	43	76	39	40	79	38	41	79	246	278	524	1	1	21	1	0	6	1	0	2	33
36	32	68	34	38	72	37	26	63	39	30	69	35	27	62	206	180	386	1	1	18	1	0	3	1	0	0	25
9	5	14	9	8	17	11	13	24	11	7	18	12	7	19	63	46	109	1	1	8	1	0	1	1	0	0	13
29	38	67	29	19	48	15	23	38	36	24	60	29	35	64	168	163	331	1	1	17	1	0	1	1	0	0	22
54	44	98	52	36	88	48	41	89	51	36	87	42	52	94	301	255	556	1	1	24	2	0	2	2	0	2	34
20	22	42	28	27	55	21	22	43	33	16	49	31	28	59	154	145	299	1	2	16	1	1	2	1	2	1	27
13	16	29	27	12	39	22	14	36	17	13	30	24	13	37	118	78	196	1	1	9	1	0	1	1	0	0	14
19	10	29	11	19	30	14	11	25	19	17	36	16	22	38	95	89	184	1	1	14	1	0	2	1	0	0	20
48	47	95	49	42	91	51	45	96	42	47	89	47	43	90	281	273	554	1	1	24	1	0	0	1	0	2	30
10	15	25	7	14	21	10	12	22	11	13	24	21	17	38	68	86	154	1	1	9	1	0	3	1	0	1	17
14	28	42	15	17	32	16	19	35	23	31	54	20	29	49	108	138	246	1	1	12	1	0	1	1	0	0	17
35	31	66	37	33	70	27	33	60	37	37	74	40	43	83	205	210	415	1	1	19	1	2	3	1	2	2	32
15	8	23	17	15	32	16	16	32	16	13	29	25	18	43	106	87	193	1	1	9	1	0	1	1	0	1	15
20	20	40	21	24	45	31	23	54	18	18	36	21	23	44	127	131	258	1	1	13	2	0	2	1	0	0	20
1	0	1	1	2	3	4	0	4	2	3	5	2	1	3	13	6	19	1	1	2	1	0	1	1	0	0	7
2	2	4	3	2	5	1	5	6	3	2	5	3	0	3	15	12	27	1	1	3	1	0	0	1	0	0	7
2	1	3	0	0	0	0	3	3	3	0	3	1	1	2	6	6	12	1	1	3	1	0	1	1	0	0	8
32	25	57	34	40	74	36	38	74	30	32	62	54	48	102	222	212	434	1	1	21	1	0	3	1	0	2	30
36	28	64	29	25	54	30	32	62	34	36	70	28	32	60	199	181	380	1	1	19	1	0	3	1	0	2	28
31	38	69	38	48	86	48	49	97	56	53	109	49	42	91	256	267	523	1	1	23	1	0	3	1	0	2	32
13	7	20	6	10	16	10	7	17	10	5	15	11	8	19	64	47	111	1	1	11	1	0	1	1	0	0	16
20	10	30	17	12	29	17	20	37	14	15	29	14	13	27	99	85	184	1	1	10	1	0	3	1	0	1	18
27	29	56	31	29	60	26	29	55	35	22	57	21	34	55	164	174	338	1	1	17	1	0	1	1	0	1	23
31	24	55	32	35	67	34	29	63	28	19	47	34	35	69	188	164	352	1	1	17	1	0	1	2	0	1	24
12	8	20	22	11	33	7	15	22	15	14	29	17	6	23	83	75	158	1	1	7	1	0	2	1	0	0	13
31	25	56	41	29	70	32	25	57	29	21	50	44	25	69	203	150	353	1	1	21	1	0	2	1	0	2	29
8	12	20	12	10	22	20	15	35	8	10	18	20	9	29	75	64	139	1	1	7	1	0	2	1	0	0	13
34	29	63	37	32	69	26	27	53	32	38	70	25	31	56	194	202	396	1	1	18	1	0	3	1	0	1	26
19	14	33	21	25	46	27	26	53	14	18	32	17	16	33	116	122	238	1	1	11	1	0	2	2	0	1	19
8	7	15	11	9	20	12	5	17	7	8	15	11	12	23	58	44	102	1	1	8	1	0	1	2	0	1	15
17	25	42	19	18	37	27	17	44	21	19	40	25	21	46	136	120	256	1	1	14	1	1	1	2	4	0	25
4	1	5	5	1	6	4	2	6	5	1	6	4	0	4	22	7	29	1	1	3	1	0	0	1	0	0	7
7	13	20	8	3	11	15	7	22	14	6	20	10	9	19	58	47	105	1	1	8	1	0	1	1	0	0	13
10	7	17	14	16	30	6	15	21	21	12	33	21	14	35	84	77	161	1	1	9	1	0	1	1	0	0	14
3	2	5	3	7	10	6	2	8	5	2	7	5	6	11	26	20	46	1	1	4	1	0	0	1	0	0	8
57	54	111	43	49	92	57	51	108	44	44	88	63	45	108	306	293	599	1	1	26	2	0	3	1	0	2	36
23	32	55	35	25	60	30	28	58	28	29	57	31	25	56	181	165	346	1	1	16	1	0	5	1	0	0	25
7	7	14	11	5	16	7	12	19	9	5	14	14	14	28	54	52	106	1	1	8	1	0	1	1	0	0	13
2	6	8	4	1	5	2	2	4	3	4	7	5	4	9	17	19	36	1	1	4	1	0	1	1	0	0	9

■市立中学校一覧（令和5年度）

No.	学校名	住所	築年数	学級数						1年生			2年生		
				1年	2年	3年	複式	特別支援	合計	男	女	計	男	女	計
1	第一	八戸市吹上二丁目17番1号	56	4	5	4	0	3	16	70	54	124	66	77	143
2	第二	八戸市長根三丁目23番1号	57	4	3	2	0	4	13	64	49	113	40	42	82
3	第三	八戸市青葉三丁目13番36号	60	3	4	3	0	2	12	50	38	88	52	57	109
4	長者	八戸市大字沢里字休場28番地1	34	3	3	3	0	2	11	46	39	85	36	46	82
5	小中野	八戸市小中野三丁目9番26号	50	2	1	2	0	3	8	22	26	48	17	23	40
6	江陽	八戸市江陽一丁目1番33号	38	1	1	1	0	1	4	20	15	35	18	14	32
7	湊	八戸市大字白銀町字右新井田道13番地2	56	3	3	3	0	3	12	37	45	82	42	48	90
8	白銀	八戸市大字白銀町字栗沢道38番地	54	2	3	2	0	2	9	40	27	67	39	30	69
9	白銀南	八戸市大字大久保字生平1番地	32	2	3	3	0	2	10	40	25	65	41	45	86
10	鮫	八戸市大字鮫町字古馬屋23番地5	60	1	2	2	0	2	7	21	20	41	27	21	48
11	南浜	八戸市大字鮫町字子猪越15番地2	45	1	1	1	0	0	3	4	3	7	4	4	8
12	根城	八戸市根城五丁目11番42号	44	5	4	3	0	3	15	66	77	143	61	50	111
13	白山台	八戸市西白山台三丁目24番1号	16	6	5	4	0	3	18	82	90	172	95	72	167
14	下長	八戸市大字河原木字河原木後77番地2	52	5	5	4	0	3	17	72	81	153	81	82	163
15	北稜	八戸市大字河原木字八太郎山10番地139	41	3	3	2	0	3	11	37	35	72	42	32	74
16	是川	八戸市大字是川字細越河原3番地1	43	1	1	1	0	1	4	14	8	22	8	10	18
17	三条	八戸市大字尻内町字中根市2番地	49	3	3	3	0	3	12	36	48	84	42	58	100
18	明治	八戸市大字八幡字上ミ沢23番地1	29	1	1	1	0	1	4	8	13	21	15	10	25
19	市川	八戸市大字市川町字赤畑34番地2	51	3	3	3	0	3	12	40	52	92	50	43	93
20	豊崎	八戸市大字豊崎町字上七崎1番地1	19	1	1	1	0	1	4	3	5	8	4	4	8
21	大館	八戸市大字新井田字市子林17番地1	49	4	3	3	0	3	13	59	49	108	60	45	105
22	東	八戸市湊高台二丁目14番8号	34	4	4	3	0	3	14	50	67	117	53	66	119
23	中沢	八戸市南郷大字市野沢字黄檗7番地	44	1	1	1	0	1	4	8	9	17	6	10	16
24	島守	八戸市南郷大字島守字馬場37番地	41	1	1	1	0	1	4	0	4	4	4	4	8

3年生			合 計			教職員数										科目ごと教職員数											
男	女	計	男	女	計	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能主事	計	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語	計	
71	79	150	207	210	417	1	1	24	1	0	3	2	0	2	34	5	3	4	3	1	1	6	1	1	4	29	
45	40	85	149	131	280	1	1	19	1	0	3	1	0	1	27	3	2	4	3	1	1	3	1	1	4	23	
49	43	92	151	138	289	1	1	18	1	0	4	2	0	0	27	4	2	4	3	1	1	2	1	1	4	23	
57	46	103	139	131	270	1	1	18	1	0	1	1	0	0	23	3	2	3	3	1	1	2	1	1	3	20	
29	30	59	68	79	147	1	1	11	2	0	2	1	0	0	18	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	16	
11	24	35	49	53	102	1	1	11	1	0	0	2	0	0	16	1	1	2	1	1	1	1	0	0	2	10	
49	40	89	128	133	261	1	1	18	1	0	1	2	0	0	24	3	3	3	2	1	1	2	1	1	3	20	
46	36	82	125	93	218	1	1	14	1	0	3	1	0	0	21	3	3	2	2	1	1	2	0	1	3	18	
43	42	85	124	112	236	1	1	17	1	0	1	1	0	1	23	3	2	3	2	1	1	2	1	1	3	19	
27	20	47	75	61	136	1	1	11	1	0	1	2	0	0	17	2	3	2	2	1	0	1	0	1	2	14	
5	2	7	13	9	22	1	1	6	1	0	0	0	0	0	9	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	7	
60	61	121	187	188	375	1	1	23	1	0	2	1	0	2	31	4	4	4	4	1	1	3	1	1	4	27	
71	68	139	248	230	478	1	1	26	1	0	3	2	0	1	35	4	3	6	4	1	1	3	1	1	6	30	
87	68	155	240	231	471	1	1	25	1	0	2	1	0	2	33	4	4	5	3	1	1	5	1	1	4	29	
44	26	70	123	93	216	1	1	15	1	0	2	1	0	0	21	2	2	3	2	1	0	3	1	1	3	18	
6	15	21	28	33	61	1	1	8	1	0	0	1	0	0	12	1	2	1	1	1	1	1	0	0	1	9	
34	63	97	112	169	281	1	1	17	2	0	1	1	0	0	23	4	3	2	2	1	0	2	1	1	3	19	
11	18	29	34	41	75	1	1	8	2	0	0	1	0	0	13	1	1	2	1	1	0	1	0	0	2	9	
48	46	94	138	141	279	1	1	17	1	0	3	1	0	0	24	3	2	3	3	1	1	2	1	1	3	20	
7	3	10	14	12	26	1	1	6	1	0	1	1	0	0	11	1	1	1	1	1	0	1	0	0	2	8	
48	47	95	167	141	308	1	1	19	1	0	2	2	0	1	27	4	4	3	3	1	0	2	1	1	3	22	
62	57	119	165	190	355	1	1	21	1	0	1	1	0	2	28	3	2	3	3	1	1	3	1	1	4	22	
7	17	24	21	36	57	1	1	6	2	0	2	3	0	0	15	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	8	
1	3	4	5	11	16	1	1	7	1	0	1	1	0	0	12	1	1	1	1	1	0	1	1	0	2	9	

■ 小学校と中学校の接続関係



■中学校部活動一覧（令和５年度）

No.	学校名	男女別	運動部																	その他	
			陸上	器械体操	新体操	水泳	バレーボール	バスケットボール	サッカー	野球	ソフトボール	柔道	剣道	相撲	ソフトテニス	卓球	バドミントン	ハンドボール	アイスホッケー		フィギュアスケート
1	第一	男	○	◎		◎		○		○			○		○	○		◆		○	
		女	○				○	○	○			○		○	○	○			○	◎	
2	第二	男	○						○			○						○		◎	
		女	○					○	○			○		○	○			○	◎		
3	第三	男	○						○		○	○									
		女	○					○			○	○		○							
4	長者	男	○					○	○	○			○					◆		○	
		女	○				○	○				○			○					◎	
5	小中野	男					○			◆			○			○					
		女					○			◆			○		○	○					
6	江陽	男	○						◆												
		女	○						◆												
7	湊	男	○				○	○		○					○			○			
		女	○				○	○	○					○							
8	白銀	男	○		○			○	○	◆						○					
		女	○				○	○							○	○					
9	白銀南	男	○					○	○	○						○					
		女	○				○	○								○					
10	鮫	男							○	○						○					
		女					○		○	○						○					
11	南浜	男	○													○					
		女	○													○					
12	根城	男	○			◎	○	○	○	○		○			○	○		◆		○	
		女	○			◎	○	○						○	○					○	
13	白山台	男	○			◎		○	○	○			○			○		◆		◎	
		女	○				○	○	○	○		○			○		○				
14	下長	男	○				○	○	○		○	○		○	○			◆		○	
		女	○				○	○	○	○		○	○		○	○					
15	北稜	男	○				○	○	○	○	○							○			
		女	○				○	○	○	○								○			
16	是川	男	○					○													
		女	○					○													
17	三条	男	○			◎			○	○		○	○		○	○					
		女	○			◎	○			○	○		○	○		○	○				
18	明治	男	○							◆										◎	
		女	○							◆					○						
19	市川	男	○						○	○			○		○	○				◎	
		女	○					○	○		◆		○		○	○				◎	
20	豊崎	男	○																		
		女	○					◆													
21	大館	男	○				○	○	○	○					○	○					
		女	○		○			○							○	○					
22	東	男	○				○		○	○	○		○			○	○				
		女	○				○	○	○					○	○						
23	中沢	男							◆							○					
		女						◆	◆							○					
24	島守	男	○													○					
		女	○													○					

文化部									
吹奏楽	合唱	バトン	コンピュータ	科学	美術	家庭	その他		
○							○	総合文化	
○			○		○				
○							○		
○							○	総合文化	
○							○	報道	
○							○	総合文化	
○							○	総合文化	
○					○				
	○			○	○				
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									
○									

※「○」：常設部、「◎」：特設部（常設せず大会時に顧問が付き引率を行う、臨時的な部活動）。「◆」：合同チーム

■市立小・中学校配置図（令和5年度）

